

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2020年1月1日現在)

- I 入院基本料について
当院は、(日勤、夜勤あわせて)入院患者13人に対し1人以上の看護職員を配置しております。
- II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について
当院は、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。
- III 明細書発行体制について
医療費の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- IV 当院では下記の届出を行っております。
1) 入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。
食事負担額 : 一般 460円、低所得Ⅰ 100円、低所得Ⅱ 210円
- 2) 基本診療料の施設基準等に係る届出
◆療養環境加算
◆医療安全対策加算2◆医療安全対策地域連携加算2
◆後発医薬品使用体制加算1
◆データ提出加算2(200床未満)◆提出データ評価◆入退院支援加算2◆認知症ケア加算2
◆地域包括ケア病棟入院料2
- 3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出
◆ニコチン依存症管理料◆薬剤管理指導料◆医療機器安全管理料1
◆検体検査管理加算(Ⅰ)◆検体検査管理加算(Ⅱ)
◆コンタクトレンズ検査料1◆CT撮影及びMRI撮影
◆脳疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)◆人工腎臓1◆導入期加算1◆透析液水質確保加算◆慢性維持透析濾過加算
◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術◆輸血管理料Ⅱ
- 4) 入院期間が180日超える場合の費用(910円)
- 5) その他
酸素の購入価格に関する届出
- VI 保険外負担に関する事項
当院では、個室使用料につきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。